

今後の浅場整備の方向性について

平成28年7月20日

国土交通省 出雲河川事務所

◆今後の浅場整備の方向性

現在、中海穴道湖の水環境整備はある程度の整備が完了したところであるが、更なる水環境整備の推進に向けて、今後の浅場造成事業の方向性を検討する。

(現状)

浅場整備箇所からの漂砂等により、その周辺で新たに浅場が形成されている。

新たに形成された浅場箇所も、砂浜による水環境改善効果等が期待される。

- 生物の生息・成育環境の創出による自然浄化機能の回復
- 砂浜による水質改善効果（窒素浄化作用等）
- 湖岸の良好な景観、水辺環境の創出
- 自然環境の復元（再生）

整備計画エリア内において、良好な環境が形成される新たな浅場の造成できる箇所が存在する可能性がある。

(今後の浅場整備の方向性)

人工化されていない湖岸前面の沿岸部や岩礁地帯も含めて、整備計画エリア内の全域において、改めて浅場造成の可能性を検討し水環境整備を推進することで、浅場造成による水環境改善と併せ持った良好な水辺環境を創出する。

浅場整備箇所周辺に形成された砂浜



浅場整備箇所の抽出・選定

新たな浅場形成の可能性について検討し、実施箇所を抽出・選定



抽出・選定にあたっての着目点

- 水環境、生物生息環境（水質、底質、生物調査）
- 基盤の安定度（地形、風・波浪の影響）
- 施工性、経済性（湖底地形、岸沖距離）
- 景観（湖岸の状況）
- 利用状況（観光、漁場、環境学習等の利用）

◆施設改良について

平成27年度の沿岸環境検討会において、施設改良（案）を示したところであるが、景観への配慮や土砂流出後の浅場整備箇所の機能・効果に対するご意見を踏まえて、今後の施設改良の方向性について検討する。

【施設改良の基本方針（案）】

浅場整備箇所の土砂流出等の原因を確認したうえで、以下に基づき施設改良の基本方針を設定する。

①浅場機能を確保しつつ景観に配慮した施設改良

- 景観とのバランスに配慮した浅場の効果が確保される施設改良の検討
- 流出土砂により形成された浅場と一体となった施設機能の確保

②浅場形状の復元（確保）

整備箇所毎に、以下のいずれかに該当する場合

- ①流出した土砂が周辺施設等に影響を及ぼしている場合
（河口、水路閉塞等）
- ②現状の浅場が当初期待している効果を発現していない場合
（生物生息環境、底質改善等）
- ③周辺施設や利用状況から親水性に配慮する必要がある場合

- 浅場の形状回復を基本とする
- 必要な規模の施設の施工